

練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成27年 3 月10日

26練福経第2573号

(設置)

第1条 練馬区地域福祉計画の策定および計画策定後の計画事業の取組状況について、区民および識者の意見を聴取、反映させるために、練馬区地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、つぎに掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画策定時において、計画内容について検討し、その結果について区長に提言を行うこと。
- (2) 計画の推進、検証および評価に関すること。
- (3) 計画の推進に関する課題、意見等の提案を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に向けた活動を行うこと。

(構成)

第3条 委員会の委員は19名以内とし、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 公募区民 4名以内
- (2) 学識経験者 2名
- (3) 地域活動団体関係者 6名以内
- (4) 福祉関係団体関係者 6名以内
- (5) 練馬区社会福祉協議会職員 1名

2 委員は、区長が委嘱する。この場合において、区長は男性委員と女性委員がおおむね同数となるよう努めるものとする。

3 委員会に委員長および副委員長を置く。

4 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

5 委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交替があった場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第6条 委員会は、第2条に定める所掌事項のうち、専門的事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

(公開)

第7条 委員会および専門部会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱(平成14年3月14日練総情発第150号)第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 練馬区地域福祉計画区民懇談会設置要綱（平成22年4月22日22練福経第240号）および、練馬区福祉のまちづくり推進計画検討委員会設置要綱（平成22年2月26日21練福地第2524号）は廃止する。

付 則（平成31年3月27日30練福管第2189号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月19日1練福管第3113号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月31日4練福管第2527号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年2月19日5練福管第1878号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。